大阪府個人情報保護審議会特定個人情報保護評価等部会議事録

　１　と　き　令和５年10月２日（月曜日）14時から15時まで

　２　ところ　ウェブ会議

　３　出席者　田口部会長、大西委員、中尾委員

 ４　議　題

（１）「高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校）」に係る特定個人情報保護評価の再実施について

（２）「私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務」に係る特定個人情報保護評価の再実施について

（３）その他

５　議事概要

（１）「高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校）」に係る特定個人情報保護評価の再実施について

ア　実施機関説明

　・資料に沿って説明

イ　質疑応答（主な内容）

　（委　　員）制度立ち上げ時に生徒及び保護者の個人番号も取得する予定で、全項目評価の対象となる30万人を想定していたところ、今回、全項目評価から重点項目評価とする考え方について確認したい。

　（実施機関）文部科学省の指示により、生徒の情報は取得しないこととなったため。

　（委　　員）現状、生徒の数は減っているということではあるが、制度の立ち上げ時の生徒数で保護者数を考えたとしても30万人を割り込むということか。

　（実施機関）そのとおり。

　（委　　員）大阪府からのデータ入力等の受託者は、どの範囲までの情報を確認することができるのか。

　（実施機関）府の学校納付金システムにおける作業支援ツールにデータを取込むところまで。国のシステムに係る作業は、府職員にて行う。

　　　　　ウ　答申案について了承

（２）「私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務」に係る特定個人情報保護評価の再実施について

ア　実施機関説明

　・資料に沿って説明

イ　質疑応答（主な内容）

　（委　　員）府の学校納付金システム事務データに入力する件数はどの程度か。

　（実施機関）毎年度の新入学者数は２万数千人なので、保護者分の４～５万件を入力することになる。学校ごとに処理することから、１校あたり300～500件を入力していると想定される。

　（委　　員）府内私立学校数は。

　（実施機関）高校が110校前後。専修学校が約30校。

（委　　員）パブリックコメント募集による意見は１件のみということでよいか。

（事務局）そのとおり。

　　　　　ウ　答申案について了承

（３）その他

ア　次回開催等の予定に係る事務連絡